

## やまだの保育

2011年 保育士試験（筆記試験） 問題・正答・「やまだの保育」の解説  
＝(1)社会福祉 編＝

掲載日：2011年10月1日

- ★ 問題文は、「やまだの保育」による複製であり、番号や数値等の表記を一部加工しています。
- ★ 筆記試験の問題・正答・解説の構成は、以下の通りです。
  - (1)社会福祉編, (2)児童福祉編, (3)発達心理学・精神保健編, (4)小児保健編,
  - (5)小児栄養編, (6)保育原理編, (7)教育原理・養護原理編, (8)保育実習理論編
- ★ 全国保育士養成協議会は、以下を「不適切問題」として発表しました。(2011年9月20日現在)
  - ①小児保健:問7  
(理由)「選択肢④が曖昧な表現であることから、受験者全員を正解とします。」
  - ②小児保健:問14  
(理由)「選択肢③が曖昧な表現であることから、受験者全員を正解とします。」

### (1)社会福祉 編 (20問)

#### 問1

次の組み合わせは、近年日本社会の変化に対して重大な関連のある福祉政策を結びつけた組み合わせである。不適切なものを一つ選びなさい。

(組み合わせ)

- ①「生活の質」を志向する社会…ノーマライゼーション7か年戦略
- ②高齢社会…介護保険制度創設
- ③財政危機の社会…福祉見直し
- ④男女共同参画社会…在宅福祉サービスの戦略
- ⑤福祉ニーズが多様化し拡大する社会…福祉サービス供給主体の多様化

【正答】

④:○○○×○

【「やまだの保育」の解説】

①:○

・「ノーマライゼーション7か年戦略」は、1995年に、1996年度～2002年度までの7か年を計画期間として策定された「障害者プラン」のことです。この戦略は、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、以下の7つの視点から施策の重点的な推進が図られました。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質(QOL)の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流を。

②:○

・「1997年版 厚生白書」によれば、1997年に創設された介護保険制度のねらいについて、「今後、高齢化の進行に伴い、寝たきりや痴呆(現在の認知症)の高齢者が急速に増加することが見込まれ、併せて、介護期間の長期化、介護者の高齢化が進んでいる一方で、高齢者世帯の増加、女性の社会進出などにより、家庭の介護機能は低下しており、介護を社会的に支える仕組みの創設が必要である。」と記述されています。

③:○

・「1997年版 厚生白書」によれば、「1980年代に入って、「財政再建」が財政運営の目標となり、国の行財政改革が大きな課題となった。1980(昭和55)年には第2次臨時行政調査会が設置され、行財政改革の検討が鋭意進められた。同調査会の答申等に基づき、歳出の削減・合理化が進められ、行政機構や補助金の見直し、国鉄等の3公社の民営化等とともに、老人医療費支給制度や医療保険制度などの見直しも進められることになった。」と記述されています。

④:×

・在宅福祉の展開を図るわが国最初の本格的な研究として、「在宅福祉サービスの戦略」(全国社会福祉協議会編)が、1979年に刊行されました。

・男女共同参画社会基本法第2条において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。

⑤:○

・戦後の福祉サービスは、行政が給付決定から提供まで広範囲にわたってコントロールするしくみである「措置制度」の下で、長く提供されてきました。しかし、急速に進展する高齢化と福祉ニーズの多様化・高度化の流れといった社会の変容は、サービス提供システムを取り巻く環境に大きな影響を与え、画一的・標準的なサービスを提供する行政を主体とした供給体制からNPOや民間企業を含むサービス提供主体の多元化への転換が図られてきました。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問2

次の文は、福祉サービスの供給に関する記述である。適切な記述を一つ選びなさい。

- ①福祉サービスの供給は、公的責任で行われるため、利用者個人がサービス提供者と直接契約するということはない。
- ②福祉サービスの供給は、それを定めた各福祉法に規定された行政機関によってすべて利用の可否が決められることになっている。

③福祉サービスの供給は、インフォームドチョイスという考え方が普及したことにより、選択権を尊重するようになっている。

④福祉サービスの供給において、認知症高齢者や知的障害者のように判断能力が低下している場合は、すべて行政が措置として行うことになっている。

⑤福祉サービスの供給において、認知症高齢者や知的障害者のように判断能力が低下している場合は、情報の非対称性によって不利益を被ることがあるが、判断能力が低下していない利用者の場合には不利益を被ることはない。

【正答】:

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎福祉サービスの供給体制は、「社会福祉基礎構造改革」(2000年の社会福祉法の成立)により、根本的に改革され、国と地方自治体の関係を主従関係とする機関委任事務制度が廃止され、従来の措置制度から利用(契約)制度が新しい福祉サービス供給体制の中心となりました。

◎2008年の「地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉ー」によれば、「特に、近年の福祉サービスのあり方における供給体制の方向性は、サービス供給体制の多様化であり、行政機関や社会福祉法人、社会福祉協議会が中心であった供給体制から、民間企業や非営利団体、住民団体等の様々な供給主体が併存する体制へと変化してきた。また、介護保険制度の創設によりケアマネジメントが導入され、多職種が協働して高齢者を支える仕組みが定着しつつある。」と記述されています。

①: ×

・1965年の社会保障審議会「社会保障体制の再構築」と1997年の介護保険法の制定(2000年4月施行)に端を発した「社会福祉基礎構造改革」は、2000年5月に社会福祉事業法の改正(「社会福祉法」に名称変更)でその内容が具体化された。そのねらいは、わが国の社会福祉分野において、権利としての社会福祉を所得に応じた福祉サービスの購入システムへの転換であり、「措置から契約へ」という言葉で表されました。福祉の措置は、実施権をもつ行政機関が措置を決定して初めて、福祉サービスを利用できる点に特徴がありますが、当時の厚生省は、直接契約は利用者の選択権を保障する利用者本位のシステムであると説明していました。したがって、設問の「直接契約するということはない」は誤りです。

②: ×

・2003年に障害者各法での支援費制度が導入され、それに代わる2006年の障害者自立支援法の施行によって、高齢者福祉および障害者福祉の分野に契約方式が導入されました。したがって、設問の「すべて～」の記述は誤りです。

③: ○

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

・インフォームド・チョイスとは、利用者にサービスに関する情報を提供して、利用者が十分な理解をした上で、その選択・決定を利用者に委ねることとされています。特に、医療や福祉サービスにおいて、患者、高齢者、障害者等のサービス受給側は、サービス供給側（機関・専門職）に対して一種の従属的立場になる可能性が高いため、この選択権は重要とされています。なお、インフォームド・コンセントは「十分な説明と同意」、インフォームド・チョイスは「十分な説明による選択」と言われています。

④: ×

・判断能力が不十分な人や生活に不安がある人に対して、契約方式による支援方法として、「日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）」と「成年後見制度」があります。したがって、設問の「すべて～」は誤りです。

⑤: ×

・福祉サービスにおける「情報の非対称性」とは、福祉サービスの提供者側の情報量が利用者のそれと比べて非常に大きいということです。利用者が適切な福祉サービスを選択するためには、常に利用者が提供者と対等となるシステムの構築が必要になります。したがって、設問のように「判断能力が低下している場合」とは限定されません。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 3

次の文は、社会福祉の諸財源に関する記述である。適切な記述を一つ選びなさい。

- ①第 1 種社会福祉事業は、法律によって公の責任とされているので、その事業の実施に要する費用は全額、公費およびこれに準ずる公的資金によって支出されることになっている。
- ②児童福祉行政の遂行に必要な費用については、「社会福祉法」において、その支弁義務者が明確に定められている。
- ③民間の社会福祉法人が児童福祉施設を新設する場合、「児童福祉法」において、その費用の 4 分の 3 をその法人が負担しなければならないと定められている。
- ④「児童福祉法」によれば、子育て支援事業の実施主体は都道府県であり、その事業について、補助金を交付して市町村に委託ができるとしている。
- ⑤社会福祉施設整備費や事業経費において、国の負担や補助がある場合、その負担割合は各法で定められている。

【正答】

⑤: × × × × ○

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・社会福祉法第 2 条において、公的責任で行う福祉事業（第 1 種、第 2 種）が定められており、そのうち第 1 種社会福祉事業は、公営でなければ社会福祉法人しか運営してはならないとされていますが、

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

社会福祉法人には厳しい規制がある代わりに、税制や補助金により優遇されています。設問のように「全額、公費およびこれに準ずる公的資金によって支出されることになっている」ということではありません。

②: ×

・「社会福祉法」ではなく、「児童福祉法第4章費用(第49条の2～第56条の5)」で定められています。

③: ×

・児童福祉法第56条の2第1項において、「都道府県及び市町村は、…(新設等)に要する費用の4分の3以内を補助することができる」と定められています。したがって、設問の「その法人が負担」ではなく、「都道府県及び市町村が負担」が正しい。

④: ×

・児童福祉法-第2章福祉の保障-第2節居宅生活の支援-第2款子育て支援事業(第21条の8～第21条の17)において、実施主体は「市町村」とされ、「市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。(第21条の10の2第3項)」と定められています。

⑤: ○

・保護施設(生活保護法)、児童福祉施設(児童福祉法)、障害者施設(障害者自立支援法)、その他の施設(社会福祉法)が、それぞれの法律で定められています。なお、国は、社会福祉法人等が施設を整備する場合、原則としてその整備費の1/2を補助し、都道府県(指定都市・中核市を含む)は、施設設置者に対して整備費の1/4を補助します。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

#### 問4

次の文は、保健・福祉の行政機関の設置に関する都道府県と市町村の役割分担についての記述である。正しいものを一つ選びなさい。

- ①福祉事務所は、都道府県と市に設置が義務付けられているが、町村の設置は任意とされている。
- ②婦人相談所は、市には設置が義務付けられているが、町村の設置は任意とされている。
- ③市町村は、「児童福祉法」に基づき児童相談所を設置しなければならない。
- ④市町村は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき精神保健福祉センターを設置しなければならない。
- ⑤市町村は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき保健所を設置しなければならない。

【正答】

①: ○ × × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ○

・社会福祉法第 14 条第 1 項および第 3 項において、設問の通り定められています。

②: ×

・婦人相談所は、婦人保護事業の中核機関として要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のための業務を行う各都道府県に設けられた行政機関です。婦人相談所は、売春防止法第 34 条第 1 項において、市町村ではなく、「都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。」と定められています。なお、設問の「町村の設置は任意とされている」という規定はありません。

③: ×

・児童相談所は、児童福祉法第 12 条第 1 項において、市町村ではなく、「都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。」と定められています。

④: ×

・精神保健福祉センターは、精神保健福祉法(正式名称:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)第 6 条第 1 項において、市町村ではなく、「都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。」と定められています。

⑤: ×

・保健所は、「児童虐待防止法」(正式名称:児童虐待の防止等に関する法律)ではなく、「地域保健法」第 5 条第 1 項において、市町村ではなく、「都道府県、政令指定都市、中核市その他指定された市又は特別区が、これを設置する。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 5

次の文は、母子世帯の福祉制度利用に関する【事例】である。( A )～( C )にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

【事例】

母子世帯の母親 X は、小学 1 年生の長女 Y を学童保育(放課後児童健全育成事業)に預けて、パートタイムで勤務していたが、会社が倒産したため収入が途絶えた。再就職もなかなか進まず生活に困窮したため、( A )に( B )を申請したところ、支給が決定され、生活扶助や住宅扶助に加えて、Y について( C )も支給されることとなった。

(組み合わせ)

A・・・B・・・C

- ①福祉事務所・・・児童扶養手当・・・生業扶助
- ②福祉事務所・・・生活保護・・・教育扶助
- ③福祉事務所・・・生活保護・・・生業扶助
- ④児童相談所・・・児童扶養手当・・・教育扶助

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

## ⑤児童相談所・・・生活保護・・・生業扶助

## 【正答】

②: × ○ × × × ×

## 【「やまだの保育」の解説】

◎生活保護制度は、生活保護法で定められており、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

◎生活保護の相談・申請窓口は、現在住んでいる地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市(区)部では市(区)が、町村部では都道府県が設置されています。なお、一部、福祉事務所を設置している町村もあるが、福祉事務所を設置していない町村では、町村役場でも申請の手続を行うことができます。

◎扶助の種類は、①生活扶助(日常生活に必要な費用<食費・被服費・光熱費等>)、②住宅扶助(アパート等の家賃)、③教育扶助(義務教育を受けるために必要な学用品費)、④医療扶助(医療サービスの費用)、⑤介護扶助(介護サービスの費用)、⑥出産扶助(出産費用)、⑦生業扶助(就労に必要な技能の修得等にかかる費用)、⑧葬祭扶助(葬祭費用)、です。

②: ○ (A: 福祉事務所, B: 生活保護, C: 教育扶助)

「母子世帯の母親Xは、小学1年生の長女Yを学童保育(放課後児童健全育成事業)に預けて、パートタイムで勤務していたが、会社が倒産したため収入が途絶えた。再就職もなかなか進まず生活に困窮したため、【A: 福祉事務所】に【B: 生活保護】を申請したところ、支給が決定され、生活扶助や住宅扶助に加えて、Yについて【C: 教育扶助】も支給されることとなった。」

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

## 問 6

次の文は、現行の年金制度に関する記述である。正しいものを一つ選びなさい。

- ①年金制度の管理運営を行っていた社会保険庁が廃止され、日本年金機構が管理運営することとなった。
- ②福祉事務所が年金制度の窓口となっている。
- ③保険料の納付義務のなかった第3号被保険者も保険料を負担することとなっている。
- ④老齢厚生年金受給開始年齢が、従来の65歳から60歳へと引き下げられた。
- ⑤基礎年金の財政安定を図るため、保険料負担割合が引き上げられ、平成21年度から国庫負担が従来の1/2から1/3に引き下げられた。

## 【正答】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

①: ○ × × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ○

・2010年1月より、新しい組織として「日本年金機構」が発足し、これまでの「社会保険庁」は廃止されました。

②: ×

・年金の相談や問い合わせは、「ねんきんダイヤル(0120-707-118)」に電話する。直接出向く場合は、設問の「福祉事務所」ではなく、「年金事務所」または街角の「年金相談センター」の相談窓口を訪ねる。年金事務所では、手紙でも受け付けています。したがって、設問の「福祉事務所」は誤りです。

③: ×

・原則20歳以上の者は、主にその職業によって第1号～第3号被保険者のいずれかの種別で国民年金に加入しなければなりません。第3号被保険者は、専業主婦に該当する者が多く、保険料の負担がありません。2011年始めに、いわゆる「運用3号(通知)問題」は、不公平だとして大きく取り上げられ、3月8日には通知の廃止が決定されました。政府は、今後、国民年金法の改正で救済策の実現を目指すとして説明しています。

④: ×

・老齢厚生年金は、サラリーマンやOLなど厚生年金に加入していた人の老後に支給される年金で、報酬比例部分は60歳から支給されるが、定額部分は支給開始年齢が段階的に引き上げられ、2013年度からは報酬比例部分も段階的になくなり、将来は65歳支給に統一されることになっています。(男性は2025年度より、女性は2042年度より)

⑤: ×

・国民年金保険料額は、被保険者の所得や職業に関係なく定額で、その金額は2004年度の保険料額13,300円/月をベースにして、2005年度から毎年度引き上げられ、2014年度以降は16,900円/月(2004年価格)に固定することが決められています。

・基礎年金国庫負担割合の1/3を1/2に引き上げるための「改正国民年金法案」等が、2009年6月19日に成立、6月26日に公布され、2009年度から1/2に引き上げられました。したがって、設問の「1/2から1/3に引き下げられた」は誤りである。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問7

次の文は、苦情解決制度に関する記述である。適切な記述の組み合わせを一つ選びなさい。

A. 都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会の目的は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保と、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決の2つである。

B. 苦情解決制度の仕組みにおいて、運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談は、最初に

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

事業者に苦情の申出を行ったうえで、その申出人が改めて申出するという法的規定となっている。

C. 苦情解決制度の体制として、事業所内に苦情解決責任者、苦情受付担当者、苦情監視委員を設置することが「児童福祉法」によって定められている。

D. 都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に寄せられた苦情の分野別の内訳件数は、平成 21 年度は多い順に、障害分野、老人分野、その他の分野、児童分野となっている。

(組み合わせ)

①AB

②AC

③AD

④BC

⑤CD

【正答】

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

A: ○

・運営適正化委員会は、社会福祉法第 83 条において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、第三者機関として都道府県社会福祉協議会に設置されています。

B: ×

・福祉サービスを利用した際の不満や苦情などは、まずサービスを提供している事業者との話し合いで、解決していくことが望まれますが、事業者との話し合いで解決することができなかった場合や、直接苦情を言いづらい場合には、「運営適正化委員会」に相談できるので、設問の手順が法的規定とはなっていません。

C: ×

・福祉サービス(社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業において提供されるすべての福祉サービス)の苦情を解決するための制度は、2000 年 6 月 7 日施行された社会福祉法(第 82 条～第 86 条)において法制化されました。したがって、設問の「児童福祉法」は誤りです。

D: ○

・「平成 21 年度都道府県運営適正化委員会 苦情受付・解決状況の概要」によれば、「障害」1,081 件(44.2%)、「老人」864 件(35.3%)、「その他」306 件(12.5%)、「児童」195 件(8.0%)の順となっています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 8

次の組み合わせは、主な「社会福祉の行政計画」とその「根拠法」、および「キーワード」の組み合わせである。最も適切なものを一つ選びなさい。

(組み合わせ)

- ①地域福祉計画・・・社会福祉法・・・住民参加の促進
- ②老人福祉計画・・・介護保険法・・・高齢者福祉施設の整備
- ③障害者計画・・・障害者自立支援法・・・地域包括支援センターの設置
- ④保育計画・・・次世代育成支援対策推進法・・・待機児童の解消
- ⑤障害福祉計画・・・障害者基本法・・・特別支援教育の充実

【正答】

①: ○ × × × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ○

・地域福祉計画→社会福祉法第 107 条(市町村地域福祉計画), 第 108 条(都道府県地域福祉支援計画)

・社会福祉法

・住民参加の促進→社会福祉法 107 条(「住民, 社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させる」), 社会福祉法第 108 条(公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させる)

②: ×

・老人福祉計画→老人福祉法-第 3 章の 2-第 20 条の 8~第 20 条の 11(老人福祉計画)

・介護保険法

・高齢者福祉施設の整備→高齢者福祉施設では, 介護保険法で定めるものが「介護保険施設」で, 老人福祉法で定めるものが「社会福祉施設」である

③: ×

・障害者計画→障害者基本法第 9 条((障害者基本計画等)

・障害者自立支援法→障害者自立支援法-第 5 章障害福祉計画(第 87 条~第 91 条)

・地域包括支援センターの設置→介護保険法第 115 条の 45(地域包括支援センター)

④: ×

・保育計画→児童福祉法第 56 条の 8(市町村保育計画), 第 56 条の 9(都道府県保育計画)

・次世代育成支援対策推進法

・待機児童の解消→児童福祉法第 56 条の 8 及び児童福祉法施行規則第 40 条に基づき, 4 月 1 日現在, 待機児童が 50 人以上いる市町村は, 増大する保育需要に対応するため, 保育計画を策定することとなっている

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

⑤: ×

・障害福祉計画→障害者自立支援法-第5章障害福祉計画(第87条～第91条)

・障害者基本法→障害者基本法第9条(障害者基本計画等)

・特別支援教育の充実→学校教育法-第8章特別支援教育(第72条～第82条)

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問9

次の文は、「災害救助法」に関する記述である。(A)～(C)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

「災害救助法」による救助の種類は、(1)(A)(応急仮設住宅を含む)の供与、(2)炊き出しその他による食品の給与と飲料水の供給、(3)被服、寝具その他の生活必需品の給与や貸与、(4)(B)、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった(C)の応急修理、(7)学用品の給与、(8)埋葬、(9)死体の捜索と処理、(10)災害によって住居や周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去、などとなっており、災害の状況等により臨機応変の救助が実施されることとなっている。

(組み合わせ)

A・・・B・・・C

- ① 収容施設・・・物資購入費の支給・・・公共交通機関
- ② 避難所・・・医療と助産・・・公共交通機関
- ③ 避難所・・・物資購入費の支給・・・住宅
- ④ 収容施設・・・医療と助産・・・住宅
- ⑤ 避難所・・・物資購入費の支給・・・公共交通機関

【正答】

④: × × × ○ ×

【「やまだの保育」の解説】

◎1947年に制定された災害救助法第1条において、「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」と定められています。

◎災害救助法第23条の条文(第1項～第3項)は、以下の通りです。

・第1項:救助の種類は、次のとおりとする。

一 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

#### 四医療及び助産

#### 五災害にかかった者の救出

#### 六災害にかかった住宅の応急修理

#### 七生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

#### 八学用品の給与

#### 九埋葬

#### 十前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

・第2項:救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

・第3項:救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

#### ④:○(A収容施設, B医療と助産, C住宅)

「災害救助法」による救助の種類は、(1)【A:収容施設】(応急仮設住宅を含む)の供与、(2)炊き出しその他による食品の給与と飲料水の供給、(3)被服、寝具その他の生活必需品の給与や貸与、(4)【B:医療と助産】、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった【C:住宅】の応急修理、(7)学用品の給与、(8)埋葬、(9)死体の捜索と処理、(10)災害によって住居や周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去、などとなっており、災害の状況等により臨機応変の救助が実施されることとなっている。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

#### 問 10

次の文は保育士資格に関する記述である。正しいものを一つ選びなさい。

- ①保育士でなくなった後は、有資格者であった時の業務に関して知り得た秘密について守秘義務はなくなる。
- ②保育に関する業務以外のことでの信用失墜行為であれば、信用失墜行為の禁止に違反せず処分はない。
- ③保育士資格は業務独占であるため、保育士でない者は保育を行うことはできない。
- ④禁固以上の刑に処せられた場合、刑を終えてからの期間に関わりなく保育士になることはできない。
- ⑤保育士試験受験者は、保育士試験に合格し、都道府県の保育士登録簿に登録して保育士になることができる。

#### 【正答】

⑤: × × × × ○

#### 【「やまだの保育」の解説】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

◎児童福祉法の改正によって、2003年11月29日から保育士資格が法定化されました。

◎保育士の資格に関しては、児童福祉法の「第1章第6節 保育士(第18条の4～第18条の24)」に定められています。

◎保育士に対する罰則として、①登録の取消し(児童福祉法第18条の19第1項)、②登録の取消しまたは保育士の名称使用の停止(児童福祉法第18条の19第2項)、③1年以下の懲役または50万円以下の罰金(児童福祉法第61条の2)、守秘義務(児童福祉法第18条の22)違反、④30万円以下の罰金(児童福祉法第62条)、が定められています。

①: ×

・児童福祉法第18条の22において、「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。」と定められています。

②: ×

・児童福祉法第18条の21において、「保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。」と定められ、業務の内外は区分されていません。

③: ×

・児童福祉法第18条の23において、「保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。」と、「業務独占」ではなく「名称独占」として定められています。

④: ×

・児童福祉法第18条の5第2号において、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者」と定められています。

⑤: ○

・児童福祉法第18条の18において、「保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 11

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

G児童家庭支援センターに、母子世帯のSさんが子どもを連れて相談に通っている。Sさんはうつ病の治療のため就労できないにもかかわらず生活保護の受給をかたくなに拒否しており、生活を切りつめるあまり食事の回数を減らしている。そのことが原因で子どもの栄養状態が著しく悪化していることに関して、支援センターの相談員は強く心配している。相談員は母親の受給したくないという意向を尊重すべきか、子どもの健全な成長のためにそれ以外の方法を選択すべきか迷っている。

【設問】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

次の文は、この事例についての援助者の判断に関する記述である。最も不適切な記述を一つ選びなさい。

- ①相談員は、子どもの栄養状態の著しい悪化を放置しているSさんを許せない気持ちをもっており、母親が生活保護の申請をしないことを強く叱責した。
- ②相談員は、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」にある利用者の自己決定の尊重に照らして、Sさんが生活保護を受ける権利を有していることを自ら理解し、その制度を活用していけるように、わかりやすく説明することにした。
- ③相談員は、児童福祉法の条文にある「要保護児童の保護措置等」に照らして、現状が児童虐待の状況下にあるものとして、児童相談所に通告することにした。
- ④相談員は、「自己決定の原則」を尊重すべきか「児童の最善の利益」を尊重すべきか迷ったが、自分の選択がどのような結果を招くかについて考えをめぐらせた結果、後者を尊重することにして、児童相談所に通告する判断を行った。
- ⑤相談員は、児童福祉法に照らして、「保育に欠ける」状態と判断し、保育所への申し込みを勧めることにした。

【正答】

①: × ○ ○ ○ ○

【「やまだの保育」の解説】

◎児童家庭支援センターは、1998年度の児童福祉法の改正に伴って新たに創設され、児童心理療育施設、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院に附置されるもので、2010年4月1日現在、79か所のセンターが設置されています。なお、児童家庭支援センターは、児福法第44条の2第1項において、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設、と定められています。

◎ソーシャルワークにおける面接の基本は、「傾聴」、「共感的理解」、「支持」、「助言」です。

①: ×

・ポイント:「Sさんを許せない気持ちをもっており」、「強く叱責した」

・指導・指示や叱責するのではなく、じっくり時間をかけて一緒に考え、Sさんが自己決定ができるように支援することが、ソーシャルワーカーである相談員の大切な仕事です。

②: ○

・ポイント:「ソーシャルワーカーの倫理綱領」にある利用者の自己決定の尊重に照らして」

・「ソーシャルワーカーの倫理綱領(社会福祉専門職団体協議会)」の「倫理基準 I. 利用者に対する倫理責任 5. (利用者の自己決定の尊重)」において、「ソーシャルワーカーは、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。」と定められています。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

す。

③:○

・ポイント:「児童福祉法の条文にある「要保護児童の保護措置等」に照らして」  
 ・児童福祉法第 25 条において、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と定められています。

④:○

・ポイント:「自己決定の原則」を尊重すべきか「児童の最善の利益」を尊重すべきか  
 ・相談員は、「児童の最善の利益」を最優先にするのが原則であるが、その支援内容が保護者に受け入れ難いものである場合には、介入的なソーシャルワークを柔軟に、時には毅然とした態度で、計画的に進めていく必要があるとされています。したがって、設問の対応は適切である。

⑤:○

・ポイント:「児童福祉法に照らして、「保育に欠ける」状態と判断」  
 ・児童福祉法第 24 条第 1 項において、「保育に欠ける」とは、保護者が児童を保育することができず、同居の親族も保育できない場合を指、そのような状態にある子どもが保育所に入れることとされています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 12

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

1児童養護施設において保育士の不注意から入所児童に大きなけがを負わせてしまった。この事故に関して外部のスーパーバイザーによるスーパービジョンが行われた。

【設問】

次の文は、スーパーバイザーが行ったスーパービジョンに関する記述である。最も不適切な記述を一つ選びなさい。

- ①スーパーバイザーが職員研修の場を利用して、今回のような事故を起こさないために、事故防止マニュアルについて講義を行った。
- ②スーパーバイザーが職員研修の場を利用して、今回のような事故を起こさないために、類似事故が生じた場合の保育士の責任について集団討議をさせた。
- ③スーパーバイザーは、事故を起こした保育士に対して個別面接を行い、自分の責任について考えさせた。
- ④スーパーバイザーは、事故を起こした保育士に対して個別面接を行い、自分の失敗により落ち込んでいる気持ちを受容した。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

⑤スーパーバイザーは、事故に関しての職員会議を招集し、その席で、全職員に対して当該事件に関して一切施設外および入所児童に対して漏らしてはならないと命令した。

【正答】

⑤: ○○○○×

【「やまだの保育」の解説】

(1)スーパービジョンとは、援助者を援助する技法であり、ソーシャルワーカーが専門家としてより良い実践ができるようになるための養成・訓練の過程をいいます。

(2)スーパービジョンの形態は、以下の通りです。

①個人スーパービジョン(スーパーバイザーとスーパーバイジーが対一で行う)、②グループスーパービジョン(集団で、グループダイナミクスを用いながら行う)、③ライブスーパービジョン(実際の援助場面に同席して(ライブ)、その場でスーパーバイズする)、④ピアスーパービジョン(仲間や同僚同士で行う)、⑤セルフスーパービジョン(自身での振り返り等を行う)。

(3)スーパービジョンの機能は、以下の通りです。

①教育的機能:ソーシャルワーカーが専門家として成長できるように、実践の基礎になる概念や倫理観・理論を教える。

②支持的機能:援助的機能、心理的機能とも言われる。スーパーバイザー(スーパービジョンを行う指導者)がスーパーバイジー(スーパービジョンを受ける人)の業務上の悩みや葛藤を受け止めサポートする。

③管理的・評価的機能:ソーシャルワーカーが、所属する機関の一員として適切な行動がとれるように指導するとともに、援助内容などの点検を行う。

①: ○

・「事故防止マニュアルについて講義」は、上記機能のうち、主として①教育的機能に資するものであり、適切です。

②: ○

・グループスーパービジョンの一般的な形は、スーパーバイジーが交代で事例や課題を提出し、スーパーバイザーの指導のもと、全員で検討を重ねる方法であり、「保育士の責任について集団討議」は、適切です。

③: ○

・「個別面接を行い、自分の責任について考えさせた」は、主として③管理的・評価的機能に資するものであり、適切です。

④: ○

・「個別面接を行い、自分の失敗により落ち込んでいる気持ちを受容した」は、主として②支持的機能に資するものであり、適切です。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

⑤: ×

・「全職員に対して当該事件に関して一切施設外および入所児童に対して漏らしてはならないと命令した」は、「組織における業務指示・命令」であり、「スーパービジョン」ではありません。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 13

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

K児童家庭支援センターでは、さまざまな子育てについての相談を受けている。そこにおける相談員は社会福祉に固有な援助技術のさまざまな理論を駆使して相談にあたっている。

【設問】

次の文は、相談員が用いる相談援助の理論に関する記述である。最も不適切な記述を一つ選びなさい。

- ①相談員は、来談者を取り巻く家族や地域社会内の社会資源との間に見られる相互関係を「エコマップ」(生態地図、あるいは、社会関係地図と呼んだりもする)という図式に落とし、全体像の理解と膨大な社会資源間の関係の理解に努めた。
- ②相談員は、来談者がうっ積した感情を持ちながらそれを語らずストレス状態に陥っていると判断した時は、感情を自由に表現する手助けをしている。
- ③相談員は、来談者が精神的に落ち込んで自身を責めたり、うつ的な状態になったりした時は、極力励ましの言葉を多くかけるようにしている。
- ④相談員は、利用者の生活歴、経済状況、身体状況、精神状況、利用できる社会資源など必要な情報を調べ、利用者の意向を聞きながら、援助計画を立案した。
- ⑤相談員は、利用者の心理にアプローチするだけでなく、利用者を取り巻く社会環境の改善に関する取り組みを行った。

【正答】

③: ○○×○○

【「やまだの保育」の解説】

◎「児童家庭支援センター」については、問 11 の解説を参照してください。

①: ○

・「エコマップ」、ハルトマンによって 1975 年に考案された社会関係図です。特定時期の関係のあり方が、線の種類や文字などにより記述され、社会関係上の問題状況が一目で把握できます。問題を抱

えている人々の周囲にある潜在的・顕在的なネットワークの力をうまく引き出しながら援助を行うときに有効とされています。

②:○

・「感情を自由に表現する手助け」は、バISTEックのケースワークの7原則の一つである「意図的な感情表出の原則」に相当します。援助者は、援助関係のなかで、利用者自身の考えや感情(肯定的な感情も否定的な感情も)を自由に表現できるように働きかける必要がある、という原則です。

③:×

・うつ的な状態になったりした時は、休養の必要性を説明し、気持ちの持ち方が大切なので、「がんばって」は禁句です。また、励ましも、叱ったりすることも避け、うつ状態やうつ病は治ることをよく理解してもらうことが大切とされています。したがって、設問の「うつ的な状態になったりした時は、極力励ましの言葉を多くかける」は誤りです。

④:○

・「必要な情報を調べ、利用者の意向を聞きながら、援助計画を立案した」は、適切である。その場合、「利用者中心」の視点を前提として、本人から情報を収集することが基本です。つまり、本人のニーズや動機を受け止め、本人の生活を理解し、生活上の問題を明確にし、その過程において本人の了解を得たうえで、周りの人たちより情報を収集し、総合的に把握し整理することが必要です。

⑤:○

・「心理にアプローチするだけでなく、利用者を取り巻く社会環境の改善に関する取り組み」は、適切である。社会に存在する障壁、不平等および不公平に働き掛けて、課題の解決に向けた環境の改善に取り組むことは、ソーシャルワーカーである相談員の重要な役割です。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 14

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

M地域子育て支援センター(以下、Mセンターと略述)に、Tさんが初めて来所した際、相談室に入るなり相談員に対し「自分の子どもに障害があるようで途方にくれている」という主訴を語った。

【設問】

次の文は、この【事例】の援助の過程におけるインテークに関する記述である。最も適切な記述を一つ選びなさい。

①Tさんのその主訴を聞いた相談員は、Mセンターでは十分な援助ができないと考え、Tさんにここで何とかしてくれるという期待を抱かせないために、その主訴を聞いた時点でそれ以上の話を聞くことなく、そのまま他の機関へ送致した。

②Tさんのその主訴を聞いた相談員は、Mセンターでは十分な援助ができないと考えたが、不満を持

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

たれないようにするために、そのことを伝えず、安心して任せてくださいと告げた。

③Tさんのその主訴を聞いた相談員は、Mセンターでは十分な援助ができないと考えたが、来談者の気持ちの受容に努め、その後、Mセンターでできることを伝え、また、できない部分については他の機関を紹介した。

④Tさんのその主訴を聞いた相談員は、早速事情聴取を行い、その場で仮の援助計画を立てて来談者に「こんな援助をします」と伝えた。

⑤Tさんのその主訴を聞いた相談員は、来談者に対して助言をしたいと思い、早速助言をするために必要な来談者の問題を探る質問をした。

**【正答】**

③: × × ○ × ×

**【「やまだの保育」の解説】**

◎「児童家庭支援センター」については、問 11 の解説を参照してください。

◎初回面接(インテーク)におけるソーシャルワーカーの役割は、利用者が自己決定に至るための条件を整備することです。援助者と利用者の両者の間で、相互によりよい関係を築くため、信頼関係(ラポール)の形成を図ることが重要とされています。インテーク段階では、利用者の直面している問題や悩みを明らかにすることが目的で、問題解決に主体的に取り組むのは利用者です。

①: ×

・ポイント:「十分な援助ができないと考え…主訴を聞いた時点でそれ以上の話を聞くことなく、そのまま他の機関へ送致」

・利用者の抱える問題の性質から、援助者の属する機関で援助できない場合は、援助者は他機関を紹介します。その際には、理由を丁寧に説明し、事務的にならないよう、インフォームド・コンセントをベースにして、利用者の同意を得て実施しなければなりません。利用者が情緒的に混乱している場合は、カタルシスを心掛けることも 1 つの方法とされています。

②: ×

・ポイント:「十分な援助ができないと考えたが…安心して任せてくださいと告げた」

・上記①の解説に加え、問題の性質から即答できない場合には、理由を話して、理解を得ることが必要です。根拠のない場当たりな返答は厳に慎まなければなりません。

③: ○

・ポイント:「十分な援助ができないと考えたが…受容に努め、その後、Mセンターでできることを伝え、また、できない部分については他の機関を紹介」

・上記①の解説を参照してください。

④: ×

・ポイント:「その場で仮の援助計画を立てて来談者に「こんな援助をします」と伝えた」

・インテークでは、利用者の主訴とかかわらせて自分の所属する機関の機能について説明し、そのサービスの活用についての利用者の意向を確認します。その場合、援助者は、利用者の立場や心情を共感的に受け止め、傾聴することが大切です。したがって、設問の「その場で仮の援助計画を立てて」は、早急であり誤りです。

⑤: ×

・ポイント:「来談者に対して助言をしたいと思い、早速助言をするために必要な来談者の問題を探る質問」

・言語コミュニケーション技法において、利用者を通じ合うため、初めに必要とされるのは、利用者主導でより自由に話せる雰囲気と質問方法です。ソーシャルワーカー側からの質問を優先させた「閉じられた質問」方法や事務的で構造化された質問方法ではなく、「開かれた質問」を心がけ、共感や支持、くり返しといった技法が活用されます。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 15

次の文は、福祉サービスの第三者評価事業に関する記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

- ①福祉サービスの第三者評価事業とは、社会福祉基礎構造改革において、その理念を具体化する仕組みの一つとして位置付けられた。
- ②福祉サービスの第三者評価事業では、主に、福祉サービス提供体制の整備状況と取り組みについて専門的・客観的な立場からの評価が行われる。
- ③福祉サービスの第三者評価事業に従事する評価調査者は、評価調査者としての業務を行うための条件として評価調査者に対する研修を受講することになっている。
- ④福祉サービスの第三者評価事業結果の取り扱いについては、第三者評価機関と都道府県推進組織において、それぞれ「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき公表している。
- ⑤児童福祉施設は、福祉サービスの自己評価と第三者評価を受けることが「児童福祉法」で義務付けられている。

【正答】

⑤: ○○○○×

【「やまだの保育」の解説】

①: ○

・社会福祉法第 78 条第 1 項において、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められています。福祉サービス第三者評価事業は、それを担保する方策として位置付けられるとともに、福祉サービスを利用する際の情報となることを目的とした事業です。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

②:○

・社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

③:○

・評価調査者養成研修は、評価調査者としての業務を行うための条件として必ず受講すべき研修に位置付けられており、第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点や留意事項などについて習得することを目的としています。

④:○

・都道府県推進組織は、第三者評価機関からの第三者評価結果の報告を受け、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を公表します。

⑤:×

・社会福祉法第78条第1項において、福祉サービスの質の向上のために、自らサービスの評価を行ったり、その他の措置を講ずることが社会福祉事業者の「努力義務」とされ、評価を受けることは「義務」にはなっていません。したがって、設問の「児童福祉法」は「社会福祉法」が正しい。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 16

次の文は、社会保障に関する【事例】である。(A)～(C)にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

【事例】

Uさんは正規職員として勤務していたが、会社が倒産してしまい、Uさんは失業することとなった。そこでUさんは(A)に(B)の申請を行い、求職者給付から生活費として基本手当を受給することができた。また、(B)からは、再就職へ向けて技能習得が必要な場合には、(C)が提供されるのでその利用を考えている。

(組み合わせ)

A・・・B・・・C

- ①公共職業安定所(ハローワーク)・・・生活保護・・・生業扶助
- ②公共職業安定所(ハローワーク)・・・雇用保険・・・職業訓練
- ③福祉事務所・・・労働者災害補償保険・・・生活福祉資金
- ④労働基準監督署・・・雇用保険・・・生業扶助
- ⑤労働基準監督署・・・生活保護・・・生活福祉資金

【正答】

②:×○×××

【「やまだの保育」の解説】

◎原則として、公共職業訓練は雇用保険の失業給付を受給している人が対象で、失業給付が訓練受講中の生活保障となります。失業給付の金額は、離職前給与の50～80%（60歳以上65歳未満は45～80%）です。

◎生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。生活保護の相談・申請窓口は、福祉事務所で、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

②: ○(A: 公共職業安定所(ハローワーク), B: 雇用保険, C: 職業訓練)

「Uさんは正規職員として勤務していたが、会社が倒産してしまい、Uさんは失業することとなった。そこでUさんは【A: 公共職業安定所(ハローワーク)】に【B: 雇用保険】の申請を行い、求職者給付から生活費として基本手当を受給することができた。また、【B: 雇用保険】からは、再就職へ向けて技能習得が必要な場合には、【C: 職業訓練】が提供されるのでその利用を考えている。」

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 17

次の表は、わが国の少子高齢化の動向と施策に関する表である。(A)～(E)にあてはまる語句を【語群】から選択した場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

【表】「わが国の少子高齢化の動向と施策」

平成

2年(1990)1.57ショック(人口動態調査の公表による)

6年(1994)エンゼルプランの策定

11年(1999)(A)

12年(2000)介護保険制度の創設

13年(2001)仕事と子育ての両立支援の方針(「待機児童ゼロ作戦」等)

15年(2003)少子化社会対策基本法の制定

(B)

16年(2004)(C)

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正

17年(2005)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立

18年(2006)新しい少子化対策についての策定

19年(2007)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の策定

20年(2008)(D)

社会保障国民会議最終報告

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

22年(2010)(E)

【語群】

- ア. 子ども・子育てビジョンの策定 イ. 次世代育成支援対策推進法の制定  
 ウ. 新エンゼルプランの策定 エ. 子ども・子育て応援プランの策定  
 オ. 新待機児童ゼロ作戦の策定

(組み合わせ)

ABCDE

- ①アウエオイ  
 ②イエオアウ  
 ③ウイエオア  
 ④ウオエアイ  
 ⑤エオアウイ

【正答】

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

③: ○

A(1999年) = ウ(新エンゼルプランの策定)

・新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、2000年度から2004年度までの5か年の計画です。

B(2003年) = イ(次世代育成支援対策推進法の制定)

・2003年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

C(2004年) = エ(子ども・子育て応援プランの策定)

・2004年12月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」(子ども・子育て応援プラン)を少子化社会対策会議において決定し、国が地方自治体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005年度から2009年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げました。

D(2008年) = オ(新待機児童ゼロ作戦の策定)

・2008年2月に、政府は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。

E(2010年) = ア(子ども・子育てビジョンの策定)

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

・2009年10月、内閣府の少子化対策担当の政務三役(大臣, 副大臣, 大臣政務官)で構成する「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」を立ち上げ, 有識者, 事業者, 子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを行い, 2010年1月29日, 少子化社会対策会議を経て, 「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 18

次の文は, 在宅福祉・地域福祉の推進に関する記述である。適切な記述を○, 不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 平成 2(1990)年の社会福祉関係八法改正以降の重要な課題の一つが, 施設福祉に偏りがちな社会福祉サービスを改革し, 在宅福祉サービスを積極的に推進することであった。
- B. 厚生労働省では, 平成 20(2008)年度から, 身近な地域において, 住民支え合い活動を促進し, 支援を必要とする者への見守り等の福祉活動を活性化するため, 安心生活創造支援のセンターを都道府県に設置することになった。
- C. 地域福祉の推進役として全国の市町村および都道府県に組織されている社会福祉協議会は, 専門行政機関である。
- D. 地域福祉の推進に不可欠な財源として考えられる共同募金は, 寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(組み合わせ)

ABCD

- ① ○○×○  
 ② ○○××  
 ③ ○××○  
 ④ ×○×○  
 ⑤ ××○○

【正答】

③: ××○××

【「やまだの保育」の解説】

A: ○

・社会福祉関係 8 法とは, 老人福祉法, 身体障害者福祉法, 精神薄弱者福祉法, 児童福祉法, 母子及び寡婦福祉法, 社会福祉事業法, 老人保健法, 社会福祉・医療事業団法, のことです。

B: ×

・2008年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」から, 「地域における『新たな支え合

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

い』を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉一」が提言されました。この報告書を踏まえ、地域福祉の推進を図るため、2008年度から新たに身近な地域において、地域福祉活動を調整する担当者の配置や拠点づくり等を行う「地域福祉活性化事業」などを実施しました。なお、「安心生活創造事業」は、厚生労働省が指定した地域福祉推進市町村において実施している3年間(2009年度～2011年度)のモデル事業であり、悲惨な孤独死・虐待を発生させないための取り組みです。

C: ×

・社会福祉協議会は、社会福祉法第109条～第111条において定められています。社会福祉を目的とする事業に関する調査・企画、連絡調整、普及及び宣伝などを行う民間団体であり、「専門行政機関」ではありません。その活動は、在宅福祉事業、老人クラブの援助、ボランティア活動の育成など地域社会の多岐にわたる社会福祉活動です。

D: ○

・社会福祉法第116条において、「共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 19

次の文は、ボランティア活動の推進に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 民生委員は、「社会福祉法」に基づき地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域におかれている民間奉仕者である。
- B. 国際連合は、平成23(2011)年をボランティア国際年+10(プラステン)と位置付け、再びボランティア推進を世界各国に呼びかけている。
- C. 国民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点として昭和48(1973)年から地域活動支援センターが社会福祉協議会に設置されている。
- D. 近年では、従来の福祉分野を越えて、環境・災害被害者支援などのさまざまな分野での活動が行われている。

(組み合わせ)

ABCD

- ① ○○○×
- ② ○○××
- ③ ○××○
- ④ ×○×○
- ⑤ ××○○

【正答】

④: × × × ○ ×

## 【「やまだの保育」の解説】

A: ×

・民生委員法第 1 条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」と定められています。したがって、設問の「社会福祉法」は「民生委員法」が正しい。

B: ○

・1997 年 11 月 20 日、第 52 回国際連合総会において、日本の提案に基づいて、123 か国の賛同(共同提案国)を得て、2001 年を「ボランティア国際年(IYV)(International Year of Volunteers)とすることが満場一致で採択されました。ボランティア国際年から 10 年目にあたる 2011 年を、国連はボランティアのさらなる認知向上のために、「ボランティア国際年+10」と名づけ、ボランティアについての周知啓発を行う機会とするよう、世界各国に呼びかけています。

C: ×

・厚生省は、1973 年度に市区町村の社会福祉協議会に「社会奉仕活動センター」(現在の「ボランティアセンター」)の設置を奨励し、1975 年には、都道府県の「社会奉仕活動指導センター」に国庫補助金の交付を開始しました。

・地域活動支援センターは、障害者自立支援法に基づき「地域生活支援事業」の一つとして、2006 年 10 月から制度化されました。なお、類似の名称で、介護保険法に基づいて市町村に設置されている高齢者に関する総合窓口としての「地域包括支援センター」があります。

D: ○

・1995 年 1 月 17 日、阪神・淡路大震災が発生し、数多くのボランティアがその救済や復興のために活躍しました。特に、社会人や学生がボランティアとして参加し、行政よりも柔軟に対応したことが大きな特徴と言われています。1995 年は「ボランティア元年」と呼ばれています。2011 年 3 月 11 日の東日本大震災においても、ボランティアの活動が積極的に行われ、国民各層によって多様な分野で展開されています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

## 問 20

次の文は、社会福祉基礎構造改革の動向に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

A. 社会福祉事業、社会福祉法人、福祉事務所などの社会福祉の基本的なあり方を定めた「社会福祉事業法」は、昭和 26(1951)年の制定以来、社会福祉基礎構造改革に至るまで、大きな改正が行われてこなかった。

B. 社会福祉基礎構造改革の基本的方向のひとつは、サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立である。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

C. 社会福祉基礎構造改革の主要な論点のひとつとして、いわゆる「措置制度」の基本的な考え方と異なる改革の方向性を示した。

D. 社会福祉基礎構造改革の中で改正の対象となった法律は、「社会福祉事業法(社会福祉法に改称)」、「老人福祉法」、「介護保険法」、「児童福祉法」の4法である。

(組み合わせ)

ABCD

①○○○×

②○○××

③○×○×

④○×××

⑤××○○

【正答】

①:○××××

【「やまだの保育」の解説】

A:○

・「2001年版 厚生労働白書」によれば、「1951(昭和26)年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、昨年、社会福祉事業法等の改正により、社会福祉基礎構造改革を行った。」と記述されています。

B:○

・1998年6月に公表された「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」において、次の7つの基本的方向が示されました。①サービスの利用者と提供者との間の対等な関係の確立、②利用者本位の考え方に基づく利用者の多様な需要への地域での総合的な支援、③利用者の幅広い需要に応える多様な主体の参入促進、④信頼と納得が得られるサービスの質の効率性の向上、⑤情報公開などによる事業運営の透明性の確保、⑥増大する社会福祉のための費用の公平かつ公正な負担、⑦住民の積極的括主体的な参加による根ざした個性ある福祉文化の創造

C:○

・1998年6月に公表された「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」において、改革の具体的な内容の社会福祉事業の推進のうち、サービスの利用について、①行政処分である措置制度から、個人が自ら選択し、それを提供者との契約により利用する制度への転換を基本、②サービスの内容に応じ利用者に着目した公的助成、③利用者にとって利便性の高い利用手続及び支払方法の導入、④契約による利用が困難な理由があるものは特性に応じた制度、を提示しました。

D:×

・2000年3月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定され、国会に提出され、2000年5月に可決・成立し、6月に公布・施行されました。改正の対象となったのは、社会福祉事業法を中心とする8法です。社会福祉事業の共通的一般事項を定める社会福祉事業法は、利用者本位の社会福祉制度を確立するという観点から改正され、名称も「社会福祉法」と改正されました。その他改正の対象となった法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、生活保護法の一部改正、公益質屋法(廃止)でした。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】